



(注 意)

- 1 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 2 「解剖の種類」は該当するものを○で囲むこと。
- 3 「臨床診断」及び「剖検診断」欄は可能な範囲で記載して差し支えないこと。
- 4 学生実習における解剖の取扱いについては、指導者を主として補助しつつ執刀した者は主執刀者とし、従として補助しつつ執刀した者は副執刀者として差し支えないこと。
- 5 医師及び歯科医師については初めての執刀例と最終の執刀例を含む20体に係るものを記入すること。
- 6 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年間の50体以上に係るものを記入すること。